

○資金前渡職員の指定について

( 昭和58年4月1日 )  
( 訓 令 第 6 号 )

改正 平成18年3月27日 訓令第1号

名寄地区衛生施設事務組合会計規則(平成18年規則第1号)第2条により準用する名寄市会計規則(平成18年名寄市規則第60号)第55条の規定による資金前渡職員を別表のとおり指定する。ただし、臨時の費用についてはその都度指定する。

附 則 (昭和58年4月1日 訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月27日 訓令第1号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

別表

区分	資金前渡職員に指定する職員	前渡金の範囲
総務課	総務課長	報酬、給与、報償費、費用弁償、交際費

